

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成28年12月5日
【会社名】	株式会社ジーンテクノサイエンス
【英訳名】	Gene Techno Science Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 河南 雅成
【本店の所在の場所】	札幌市中央区北二条西九丁目1番地
【電話番号】	011-876-9571（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理部長 上野 昌邦
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目10番8号
【電話番号】	03-3517-1353（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 谷 匡治
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 500,000,592円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	343,407株	完全議決権株式であり、権利内容について何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数：100株

- (注) 1. 平成28年12月5日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	343,407株	500,000,592	250,000,296
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	343,407株	500,000,592	250,000,296

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,456	728	1株	平成28年12月22日	-	平成28年12月22日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 当社は、新株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結する予定であります。払込期日までに割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当による新株式発行は行われなないこととなります。
3. 申込みの方法は、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所に発行価額の総額を払い込むものとします。
4. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジーンテクノサイエンス 管理部	札幌市中央区北二条西九丁目1番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 日本橋支店	東京都中央区日本橋室町四丁目3番18号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
500,000,592	5,000,000	495,000,592

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書等の書類作成費用、弁護士費用及び変更登記費用等となります。

(2)【手取金の使途】

当社は、平成28年4月にノーリツ鋼機株式会社（以下、「ノーリツ鋼機」といいます。）の孫会社にあたるノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社（旧社名：合同会社Launchpad12、以下、「ノーリツ鋼機バイオホールディングス」といいます。）を割当先とする第三者割当増資（以下、「別件第三者割当」といいます。）を行い、バイオシミラー（バイオ後続品）及び新規バイオ事業拡充のための研究開発資金を調達いたしました。当該資金のうち、バイオシミラー事業の製造方法確立や製造プロセス・品質検討等のために1,375百万円、また、再生医療等を含めた新規バイオ事業の立上げのために600百万円の開発資金を充当することとしており、現在、開発に着手しております。

上記資金調達に加え、今回、JSR株式会社（以下、「JSR」といいます。）への第三者割当増資（以下、「本第三者割当」といいます。）により資金調達することで、開発品目の開発を更に加速・推進することができるものと考えております。

具体的な開発品目毎の使途及び支出予定時期につきましては、以下のとおりです。

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
バイオシミラー事業		
GBS-002～009のうち別件第三者割当において未着手の1品目の製造プロセス・品質の検討にかかる費用	147	平成28年12月～平成31年3月
新規バイオシミラーパイプライン2品目の細胞株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用	235	平成28年12月～平成30年10月
バイオ新薬事業		
バイオ新薬の新たなシーズ探索研究及び非臨床試験にかかる研究開発費用	113	平成28年12月～平成30年12月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、現時点での当社の研究開発方針を前提として、現時点で入手し得る情報に基づき合理的に試算したものであります。このため、今後、当社が研究開発方針を変更した場合あるいは研究開発環境の変化があった場合など、状況の変化に応じて使途または金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、研究開発が順調に進捗した場合を前提としており、今後の研究開発の進捗状況に応じて変更される可能性があります。その際には速やかにその旨を開示いたします。
2. 調達資金を実際に支出するまでは、銀行預金で運用する予定であります。

GBS-002～009のうち別件第三者割当において未着手の1品目の製造プロセス・品質の検討にかかる費用
(注)

当社は、既存のGBS-002～009のバイオシミラーパイプライン（開発中の医薬品ごとのプロジェクトのこと。）について、開発における技術的難易度、市場性、提携先の探索状況、当社の資金繰り状況等、多面的に検討し優先順位を付けて開発を進めております。その中で、別件第三者割当により得た資金を充当できなかった既存パイプライン1品目に対する製造プロセス・品質の検討にかかる費用として、本第三者割当による手取金のうち147百万円を充当する予定です。

(注) GBS-002及びGBS-004はがん疾患、GBS-003、GBS-005及びGBS-009は免疫疾患、GBS-006は循環系疾患、GBS-007は眼疾患、GBS-008は感染症を対象とするバイオ医薬品になります。

新規バイオシミラーパイプライン2品目の細胞株構築、製法プロセス・品質の検討にかかる費用

当社の既存のバイオシミラーパイプラインに加え、新たなバイオシミラーの開発に着手すべく、既に様々な企業との協議を進めております。バイオシミラー事業の基盤を更に強固にすべく、新規バイオシミラーのパイプラインの追加を推進してまいりたいと考えております。このため、手取金のうち235百万円をこれらの新規バイオシミラーパイプラインの細胞株構築、製造プロセスの開発及び、非臨床試験にかかる試験研究費用等に充当する予定です。なお、この新規バイオシミラーパイプラインにかかる検討費用は、別件第三者割当の資金使途に記載する新規バイオシミラーパイプラインとは別に、新たに追加した2品目に対して充当するものです。

バイオ新薬事業の新たなシーズ探索研究及び非臨床試験にかかる研究開発費用

バイオ医薬品を含むバイオ産業の市場規模は今後急速に拡大することが見込まれています。当社は上記のとおりバイオシミラーの開発に注力することで早期の事業の安定化と収益化を目指したいと考えておりますが、バイオ市場の急拡大に機を逸することなく適応し、当社が高い収益性と成長性を兼ね備えたバイオテクノロジー関連企業であり続けるためには、バイオシミラーの開発と並行して新規のバイオ新薬の開発を行うことも同時に重要と考えております。この観点から、当社は、従前より行っているバイオ新薬の研究開発を加速し、新たな創薬シーズの探索や開発品目としての科学的妥当性及び事業性の検証を行うために薬効薬理試験、安全性試験、細胞株構築、小規模の製造の検討を行ってまいります。これらのために、手取金のうち113百万円をバイオ新薬の新たなシーズ探索研究及び非臨床試験にかかる研究開発費用に充当する予定です。なお、このバイオ新薬の研究開発費用は、別件第三者割当の資金使途に記載するバイオ新薬研究開発費用とは別の、新たなバイオ新薬のシーズ探索等に充当するものです。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	
名称	JSR株式会社
本店の所在地	東京都港区東新橋一丁目9番2号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度 第71期 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日) 平成28年6月17日 関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第72期第2四半期 (自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日) 平成28年11月10日 関東財務局長に提出
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものとあります。

c 割当予定先の選定理由

割当予定先であるJSRIは、昭和32年に日本合成ゴム株式会社として設立され、合成ゴムの国産化を皮切りに様々な材料事業を事業として成長させ、東京証券取引所市場第一部に上場している社会的信用力の高い企業であります。同社は、タイヤ用合成ゴムから半導体材料、ディスプレイ材料など、高分子技術をベースとした先端の材料に強みを有します。とりわけ、近年は新たな事業の柱として基盤を築くべくライフサイエンス事業への展開を推し進めております。例えば、個別化医療などの最先端ニーズを捉えた研究試薬・診断薬及びバイオ医薬の製造に使われるバイオプロセス材料、並びに医療用品の素材に用いる各種のメディカルポリマーをグローバルに提供しています。これらの一環として平成27年には、東京証券取引所JASDAQ上場会社で診断薬等に定評のある株式会社医学生物学研究所(MBL)や米国のバイオ医薬品開発・製造受託会社であるKBI Biopharma, Inc.(以下、「KBI」といいます。)を連結子会社化し、ライフサイエンス事業を積極的に拡げております。このように、同社はライフサイエンス事業において国内外の有望な技術を取り込みつつ、着実に事業基盤を固めると共に関連する事業領域における広範なネットワークを構築しております。

当社は、多額の設備投資を要するバイオ医薬品の製造設備等を保有しないファブレス型のビジネスモデルを採用していることから、常日頃より国内外のバイオ医薬品製造委託候補先をリスト化し、当社のパイプライン毎に、技

術的に適合しかつ費用的にも合理性のある製造委託先を選定し、製造委託を行っております。その候補の中にはKBIも含まれており、当社はKBIに対し、数年前より、バイオシミラーパイプラインの製造プロセス開発や非臨床・臨床試験用原薬の製造を委託しておりました。そして、当社はかねてよりKBIの製造プロセス開発力やプロジェクト推進における柔軟性、人材の厚さ等を含め、委託業務全般の質の高さ並びにコスト競争力について、他社との比較においても十二分に優位性があるものと評価しておりました。

このような状況下、JSRがKBIの買収を公表した直後の平成27年6月より、当社はJSRとのコンタクトを開始し、一連の買収目的や同社のライフサイエンス事業の事業構想を確認するとともに、当社との協業の可能性につき打診いたしました。

当社としては、バイオシミラー及びバイオ新薬の両方を含めたバイオ医薬品事業全般の強化を図りたいと考えております。その根幹となる、当社のパイプラインの価値を着実にかつ迅速に高めるためには、質の高い技術とサービスを提供してくれる製造委託先の確保が重要となり、適切なタイミングで適切な製造委託先に委託していく必要があります。とりわけ、当該事業の技術的ハードルである製造プロセス開発に力のあるKBIとバイオ医薬品の製造にかかる戦略的提携が実現すれば、当社のバイオ医薬品事業の製造プロセス開発並びに製造の基盤強化において極めて価値のあるものと考えておりました。また、医薬品事業に従事する企業として、当社は高品質な医薬品を安定的に提携先の製薬企業へ供給する責務があります。この責務を果たすために、KBIの親会社であり、安定した財務基盤と高い社会的信用力を備えたJSRとの資本業務提携は、優秀な製造委託先の安定的な確保のみならず、提携先の製薬企業に対する当社の信用力を高め、今後、新たな提携先を探索する上においても、追い風になるものと考えております。

また、JSRが開発を進めている様々なバイオ医薬品の製造工程で必要となる樹脂等を含めたバイオプロセス材料は高品質かつコスト競争力があります。当社は、中長期的なバイオ医薬品事業にとって製造コストを低減していくことは、利益率の向上と価格競争力の観点から極めて重要であると認識しております。それゆえ、JSRのバイオプロセス材料は将来的に当社のバイオ医薬品事業における競争力の向上を下支えし、当該事業に大きく寄与するものと考えております。一方で、JSRのバイオプロセス材料の開発にあたり、当社のバイオ医薬品の開発・製造の実績や経験に基づきJSRへアドバイスをしたり、当社が実際に使用したりすることを通じて、当社はJSRが手掛けるバイオプロセス材料の更なる品質向上と実績拡大に貢献し、JSRの当該製品の商業化とともに当該事業の強化に対しても寄与できるものと考えております。

このように、当社とJSRとの継続的な協議の結果、当社とJSRは、両社の経営資源を組み合わせることで、当社のバイオ医薬品事業並びにJSRのライフサイエンス事業をそれぞれ強化することに繋がることの認識で一致したことから、当社はこの度、JSRとの間でバイオ医薬品事業全般にかかる業務提携と併せて資本提携を行うことといたしました。なお、この度のJSRとの提携では、共同研究開発契約下で特定のパイプラインのみを開発の対象とし、開発費や成功報酬を獲得する形式ではなく、上述の双方の業務提携により、開発パイプラインのみならずライフサイエンス事業全般において企業価値の最大化の実現へ向けてコミットメントするために、資本提携をいたしました。本第三者割当は、当社とJSRの提携の一環として業務面のみならず資金面の両面から当社のバイオ医薬品事業の基盤強化に繋がり、当社の株主価値の最大化に資するものと考えております。

本資本業務提携契約の主な内容は次のとおりです。

- (1) KBIを当社の戦略的な製造委託候補先の一社と位置づけ、当社のバイオシミラーやバイオ新薬のパイプラインに関する製造プロセス開発や製造において活用する。
- (2) JSRが開発する精製剤等を含めたバイオプロセス材料の開発に協力し、商業用のバイオ医薬品の製造における使用に向け当該材料を活用する。
- (3) 当社とJSRのライフサイエンス事業との将来的な協業の可能性を継続的に検討する。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 343,407株

e 株券等の保有方針

割当予定先であるJSRは、当社との提携関係を強化し、バイオ後続品の共同開発を円滑に進めることを目的として、本第三者割当による新株式を引き受け、当該目的に照らして必要な期間保有する方針である旨を、当社は書面で確認しております。

なお、当社は、割当予定先が本第三者割当により取得した新株式の全部または一部を払込期日から2年以内に譲渡した場合は、当該譲渡に関する内容を直ちに当社に書面で報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先であるJSRの財務諸表を入手し、同社の業況は堅調に推移しており、本第三者割当に係る払込金額を十分に上回る流動性の高い資産を当社が保有していることを確認しております。当社は、平成29年3月期

第2四半期におけるJSRの連結財務諸表を入手し、現預金残高が78,177百万円あることを確認しており、割当予定先は払込みに要する十分な資金調達余力を有するものと判断いたしました。

g 割当予定先の実態

割当予定先であるJSRは、東京証券取引所第一部に上場しており、同社が同取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況」欄において、基本的な考え方として、反社会的勢力には毅然と対応し、一切関係を持たないこと、反社会的勢力及び反社会的勢力と関係のある取引先とはいかなる取引もしないことが明記されていることを確認いたしました。同時に、当社は社内規程に基づいた反社会的勢力調査を実施し、その結果からJSR及びその役員・主要株主が反社会的勢力には該当せず、また反社会的勢力等とは関係がないと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 発行価額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価額につきましては、割当予定先であるJSRとの協議を経て、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年12月2日)を基準とした過去6ヶ月間の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値1,515円に対し3.89%のディスカウントである1,456円といたしました。

参考までに、当該発行価額は、取締役会決議日の直前営業日の終値1,496円に対し2.67%のディスカウント、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去1ヶ月間の終値の平均株価1,496円に対し2.67%のディスカウント、同過去3ヶ月間の終値の平均株価1,476円に対し1.36%のディスカウントとなっております。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」によれば、第三者割当増資における発行価額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の株価に0.9を乗じた額以上の価額であることとされておりますが、当該指針の例外規定として、直近日または直近日までの価額または売買高の状況等を勘案し、株式の発行に係る取締役会決議の直前日までの一定期間(最大6ヶ月)の平均値に0.9を乗じた額以上とすることも認められております。本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去6ヶ月間の終値の平均値は、直前営業日の終値1,496円に対し1.27%のプレミアムとなっております。このため、当該例外規定に照らしても、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去6ヶ月間の終値の平均値に3.89%のディスカウントを適用することは、直前営業日の終値を考慮した合理的な水準の調整であると考えられます。

なお、当該発行価額について、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去6ヶ月間の終値の平均値を基準といたしましたのは、以下の理由によるものであります。

東京証券取引所における当社普通株式の終値は、取締役会決議日の直前営業日を基準とした過去6ヶ月間において、最高値は4,130円(平成28年6月10日)、最安値は2,495円(平成28年8月22日)となっており、株価変動性が非常に高い状態にあります。このため、極端な高値や安値の影響を緩和し、株価変動を平準化するための一つの手法として、平均値を用いることには一定の合理性があるものと判断し、さらに、ノーリツ鋼機グループによるTOBに伴う株式異動が生じた日が平成28年6月6日であることに鑑み、同グループ傘下に入ったことによる株価への影響を極力反映させることが適切と考え、過去6ヶ月間の平均値を採用いたしました。なお、当社は平成28年10月1日を効力発生日とした株式分割(1株を2株に分割)を実施しており、上述の当社普通株式の終値は当該分割実施前の株価となります。

発行決議日前日という一時点の株価を採用するスキームでは、株価の状況により発行決議日を変更することで、当社と割当予定先との間で恣意的に発行条件を決定することが可能となります。一方、一定期間の平均値を採用した場合には、発行決議日を変更することにより発行条件が大きく変動しないため、発行に当たりこのような操作が行われる誘因を排除できるものと考えております。

なお、本第三者割当に係る取締役会決議に出席した当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役)は、当該発行価額は上述の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

b 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当により増加する株式数は343,407株であり、当社の平成28年12月5日現在の発行済株式総数9,024,716株（総議決権数90,407個）に対して3.81%（議決権比率3.80%）の割合で希薄化が生じます。

本第三者割当増資は、上記「第1 募集要項、4 新規発行による手取金の使途、(2) 手取り金の使途」を具体的施策として開発品目の推進及び創出を行い、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、1 割当予定先の状況、c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、両社の経営資源を組み合わせることで、当該開発品目の事業化を推進し、当社のバイオ医薬品事業並びにJSRのライフサイエンス事業をそれぞれ強化することを目指しております。この度の開発品目の推進及び創出にあたっては、前述のとおり調達資金額が妥当であり、当該調達資金額を上記「第3 第三者割当の場合の特記事項、3 発行条件に関する事項」に記載のとおり合理的な発行価額で割り戻し、JSRへの割当株式数及び議決権比率を決定いたしました。なお、上記「e 株券等の保有方針」に記載のとおり、JSRは、当社との提携関係を強化し、バイオ医薬品の開発を円滑に進める目的に照らして必要な期間当社株式を保有する方針とのことであり、JSRによる当社株式の早期一括売却によって市場において当社株式への売り圧力が高まる可能性は低いと考えております。以上より、本第三者割当増資による発行株式数及び希薄化の規模は、合理的な規模であると判断いたしております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合	割当後の所 有株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社(旧社名 合同会社Launchpad12)	東京都港区麻布十番1丁目10番10号	5,235,916	57.91%	5,235,916	55.80%
JSR株式会社	東京都港区東新橋1丁目9番2号	-	-%	343,407	3.66%
千寿製薬株式会社	大阪府大阪市中央区平野町2丁目5番8号	277,600	3.07%	277,600	2.96%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	158,400	1.75%	158,400	1.69%
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	128,400	1.42%	128,400	1.37%
柿沼 佑一	埼玉県さいたま市中央区	100,000	1.11%	100,000	1.07%
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	94,400	1.04%	94,400	1.01%
伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	83,800	0.93%	83,800	0.89%
株式会社北海道銀行	札幌市中央区大通西4丁目1番地	71,600	0.79%	71,600	0.76%
河南 雅成	東京都文京区	54,000	0.60%	54,000	0.58%
計	-	6,204,116	68.62%	6,547,523	69.77%

(注) 第三者割当増資後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年9月30日現在の株主名簿上の株式数4,503,358株に平成28年10月1日を効力発生日とした株式分割(1株を2株に分割)により増加した株式数4,503,358株を加算し、平成28年10月以降の新株予約権行使による増加株式数18,000株並びに本第三者割当による増加株式数343,407株を加えた総株式数9,368,123株に基づく議決権数(93,841個)で除して算出しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出後（平成28年6月30日提出）、本有価証券届出書提出日（平成28年12月5日）までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（株）	発行済株式総 数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増 減額（千円）	資本準備金残 高（千円）
平成28年4月13日 （注1）	816,327	3,701,769	1,000,000	3,037,041	1,000,000	2,940,308
平成28年4月1日～ 平成28年6月30日 （注2）	801,589	4,503,358	751,752	3,788,794	751,752	3,692,060
平成28年10月1日 （注3）	4,503,358	9,006,716	-	3,788,794	-	3,692,060
平成28年10月1日～ 平成28年12月5日 （注4）	18,000	9,024,716	4,500	3,793,294	4,500	3,696,560

（注1）平成28年4月13日に第三者割当てにてノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社（旧社名：合同会社 Launchpad12）へ発行した新株式であります。

（注2）新株予約権の行使による増加であります。

（注3）平成28年10月1日付で1株を2株に株式分割したことによる増加であります。

（注4）新株予約権の行使による増加であります。

2．事業等のリスクについて

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）及び四半期報告書（第17期第2四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年12月5日）までの間において有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成28年12月5日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出

下記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第16期）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成28年12月5日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成28年6月30日提出）

提出理由

平成28年6月29日開催の当社第16回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、河南雅成、天野芳和、谷匡治、松島陽介、中村大介、山元雄太の6氏を選任する。

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役として、林昭彦、森正人、甚野章吾の3氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案					
河南 雅成	32,226	239	0	（注）	可決 99.18
天野 芳和	32,363	102	0	（注）	可決 99.60
谷 匡治	32,363	102	0	（注）	可決 99.60
松島 陽介	32,359	106	0	（注）	可決 99.59
中村 大介	32,360	105	0	（注）	可決 99.59
山元 雄太	32,359	106	0	（注）	可決 99.59
第2号議案					
林 昭彦	32,366	100	0	（注）	可決 99.61
森 正人	32,379	87	0	（注）	可決 99.65
甚野 章吾	32,365	101	0	（注）	可決 99.60

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月30日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第17期第2四半期)	自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日	平成28年11月10日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年6月28日

株式会社ジーンテクノサイエンス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田辺 拓央

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年3月28日開催の取締役会において決議した第三者割当による新株式の発行について、平成28年4月13日付で払込みが完了している。
- 重要な後発事象に記載されているとおり、平成28年4月28日付で、株式会社ウィズ・パートナーズが無限責任組合員として組成する投資事業有限責任組合の保有する株式会社ジーンテクノサイエンスの第2回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権について、権利行使があった。

3. 重要な後発事象に記載されているとおり、合同会社Launchpad12が平成28年4月15日から実施していた株式会社ジーンテクノサイエンスの普通株式、新株予約権及び新株予約権付社債に対する公開買付けが平成28年5月30日をもって終了し、平成28年6月6日付で、合同会社Launchpad12は株式会社ジーンテクノサイエンスの親会社及び主要株主である筆頭株主となっている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジーンテクノサイエンスが平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月10日

株式会社ジーンテクノサイエンス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 寺田 昭仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田辺 拓央

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間（平成28年7月1日から平成28年9月30日まで）及び第2四半期累計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジーンテクノサイエンスの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。